

司法制度改革の史的検討序説

宮 本 康 昭

序にかえて

今次司法制度改革は 2004 年 159 回通常国会と、これに引きつづく 161 回臨時国会でほぼその立法作業を終え、それぞれの新たな制度運用が始まり、あるいは始まろうとしている。

この司法制度改革とは、何だったのか。第二次大戦後の、いわゆる戦後改革を除けば、他に類例を見ないほどに広い範囲にわたり、かつ規模の大きい改革が、いまこの時期に実現したのはなぜなのか。

これら、今次司法制度改革の基本的な位置づけについて総括するにはまだもう少し時間が必要だと考えられる。筆者は、とりあえず前稿（「現代法学」9号）で裁判官制度改革過程の検討を試みたところである。そこで本稿では、司法制度改革の時間的な経過の中で特記しておく必要があると思われる事柄についての認識を整理しておくこととする。

私はこの間一貫して日本弁護士連合会の中で司法制度改革の活動に従事して来たので、弁護士あるいは弁護士会としての評価に傾くところが多いことをお断りしておく（なお文中原則として敬稱を省略した）。

1、司法制度改革のはじまり

(1) 司法改革は司法をめぐる閉塞状況の中からそのアンチテーゼとして、その矛盾の解決のために出て来た¹⁾。

司法の閉塞状況ということには二つの側面がある。

第一に、わが国司法が病理現象を呈していることである。それは一つには、いわゆる司法の危機以来の司法官僚統制と訴訟促進策の徹底の結果であり、二つ目にはそれに伴う司法内部の密室性の強化と不透明性の強化の結果である。

若い裁判官の間に見られる無気力現象、正解志向で自分自身で考えようとしないう裁判官、稀有とは言い切れなくなった裁判官の犯罪、裁判官の自殺、裁判官の職場放棄などがそれを物語っている²⁾

第二に、これに対する国民の側とその意思を代弁すべき弁護士層は自分自身の手で司法の病理の進行に歯止めをかけることができないまま、これに対して批判と反対を繰り返しつつも、出口の見つからない虚しさをかこって来た。そして、何を言っても無駄なのだという無力感と、その反面として「最高裁を相手にしない³⁾」という強がり、国民の中での司法に対する反応のパターンになっていた。こうして1970年から1990年に至る20年の間司法の状況は一步も進まなかった⁴⁾。

閉塞状況の第一の側面としての司法の病理的現象の深刻さに直面して、最高裁判所自身、当面の対処とともに制度の一定の手直しに動き出すところとなった。

訴訟迅速より審理の適正への転換⁵⁾、裁判官純粹培養是正のための行政・民間派遣策と弁護士任官推進の新しい枠組み、キャリア裁判官制度と矛盾しかねない陪審制度調査着手、などを打ち出すのは、この20年間にわたり自ら司法政策を担って来た矢口最高裁長官（当時）の役割となった。

このような官製の「改革」に対して、市民の立場からの真の司法改革を

対置し、司法の閉塞状況の第二の側面、すなわち市民、弁護士層の無力感を取り払い市民の手で司法を変えていくことを提唱し、実践し始めたのが日本弁護士連合会（日弁連）の司法改革である。1990年5月の司法改革宣言は司法改革を市民に開かれた司法と位置づけ、司法官僚制を打破し司法官僚制に代わる司法の担い手として法曹一元制と国民の参加つまり陪審制の導入を掲げた。1991年5月の第二次司法改革宣言は、これらに加えて弁護士と弁護士会のあり方の再点検（自己改革）を提起し、司法改革運動をこれまでになかった形のものとして定式化した⁶⁾。

(2) 日弁連の意思表示は、従来、最高裁との対抗関係を生むか、場合によってはどこからの反応も生じない（犬の遠吠え）という結果に終るのが例であったが、司法改革宣言は、財界・政界・行政そして政府と、個別のあるいは連鎖した反応が現れたことに、1つの特徴を見出すことができる。

そして、それがなぜなのか、およびこれら相互の考え方と改革エネルギーとの相関関係をどう見るかが、今次の司法制度改革の歴史認識と性格規定にも大きく関わってくると思われる。

まず、経済同友会は1994年6月「現代日本の病理と処方」（以下「病理と処方」）を発表した。

この文書が司法について触れている部分は、それほど多くはないが、それでも司法は財界団体によってはじめて社会病理として指摘された。

「病理と処方」は、司法が国民から遠い存在となっており国民の役に立っていないとして、特に裁判については「市民感覚とかけ離れた判断」を挙げ、法曹人口の増加と、その中での裁判官の増員と法曹養成制度の改革を求めている。些か唐突な感じでこの時期に、財界としてはおそらくこのような形ではじめて司法の問題をとりあげたこの文書は、おそらく日弁連の司法改革宣言とこれにつながる動きに触発されたと考えられる。

その後も財界から司法に対する発言は、1997年1月同友会「グローバル化に対応する企業体制の整備を目指して」、1998年5月経済団体連合会

(経団連)「司法改革についての意見」とつづくが、いずれも「病理と処方」を補完するものであっても、これを越えるものではない。

自由民主党の司法制度特別調査会は1997年8月「司法制度の充実を目指して」、同年11月「司法制度改革の基本的な方針——透明なルールと自己責任の社会へ向けて」を出して来たが、これらをまとめて1998年6月同調査会報告書「21世紀司法の確かな指針」を発表し、これが党議決定された。

法務省は検察官の慢性的かつ深刻な不足に悩んでいて、司法試験合格者の増加と特別優遇枠の提案は検察官不足の是正の一環であったから、法曹人口の増加や、裁判官・検察官増員の限りでは司法制度改革に賛成だったが、その他の分野には関心がなく、とりわけ司法制度改革が自己の領域である刑事司法にまで及んでくることを警戒していた。

最高裁は前記の事情から一定の改革は必要と考えていたが、それは基本的には自分の手でやるべきことであり、外から「手を突っ込まれる」ことではないという認識であった。改革が必要だとすれば、それは主として弁護士(会)の側にあり、従って、司法制度改革の重点はそこにある、と考えていた⁷⁾。

(3) 司法制度改革についてこの時期にとにかくにも政(自民党)、財、官(法務省)、裁判所、弁護士会のいずれもが口にする事となったが、それぞれの考えている改革の意味するところについては一致していたとはいえない。改革の主たる対象が裁判所か弁護士会か、ということにとどまらない、改革の理念そのものについて大きな対立があった。

経済同友会の「病理と処方」の方向は、政治・経済の国際化と規制緩和の進行の中での司法の役割を意識し、かつ司法制度自体も規制緩和の観点から作り変えようとするもので、いわば「規制緩和型司法改革」というべきものであり、他の財界団体のいうところも同じである。後に出る自民党司法制度特別調査会報告も、明らかにこの立場に依拠していた。自民党と

してはむしろ財界の主張している方向と一致しているものであるからこそ、踏み出すことができたと言って良い。

そして、事前規制型から事後救済型への社会構造の変革、自由競争と自己責任という勝者の論理を貫徹する中で、圧倒的な敗者の不満を紛争解決機能の強化で吸収すると言う新自由主義的発想に基礎づけられている。「大きな司法」というのもそこからくるので、紛争の多発がいま深刻だと言うのではなく、将来その事態が予想できるから対応策をとっておこうというのであるから、裁判官何名の増員が必要であるとも司法予算の幾何の増額が必要であるとも具体的な要求があるわけではない。

党議となった自民党調査会報告においてもなお抽象的に「司法関係の予算について格別な配慮が必要である」というに止まっているのもそのためである。

これに対して日弁連等の掲げるのは、司法を国民の側に取り戻すことであり、市民に身近な、市民に役に立つ司法を確立することであって、これを「市民の司法型司法改革」ということができる。

その立場では、現に司法の救済を必要としている多くの国民がこれを得られないでおり、訴訟の遅延、審理の不十分、経済的負担の過大等のために実質的な権利実現を得られないでいる、それを解消するための「大きな司法」であり、裁判官の増員であり、「司法官僚制の打破」なのである。

日弁連は、司法改革宣言のあと、1991年11月、日弁連司法改革組織検討委員会の答申書「司法改革とその展望」が①裁判と裁判制度の改革、②弁護士および弁護士会の改革、③法制度の改革、の三分野にわけて司法改革の課題を網羅するとともに当面の課題として7つの課題を掲げた。

また1995年6月司法改革推進本部の「司法改革全体構想案」が、具体的に司法制度改革についての日弁連の姿勢を示し、2000年までの到達目標として法律扶助法成立等の18項目を挙げた。

しかし、これらは日弁連の考えかたを示すものではあったが、形式上は

日弁連内部での答申書や討議資料であるので⁸⁾、日弁連が公式にその司法制度改革に関する見解を示すのは1998年11月「司法改革ビジョン——市民に身近で信頼される司法をめざして」および1999年11月「司法改革実現に向けての基本的提言」によってであり、とくにその後者において「市民による司法」としての法曹一元と陪審制、および「市民のための司法」としての諸改革、それらの全体を包括する「市民の司法」の実現を掲げた⁹⁾。

さらに1999年12月、日弁連会長小堀樹による審議会でのプレゼンテーションがある¹⁰⁾。

同じく司法改革を掲げながら、それが同床異夢であるということは始めから意識されていた。日弁連が規制緩和型の司法制度改革に乗ぜられたという批判は当時から、そして現在もあるが、同床異夢の意識を持ちながら尚かつ司法制度改革の流れに乗っていくのが正しいと決断したというのが実相である。

2、自民党特別調査会の経過とその評価

(1) 自民党特別調査会の動きと、これを取りまとめた意見書がその後の司法制度改革の進展と方向性に大きな影響を及ぼしたことは否定できない。そこで、調査会の動きを検討する。

自民党の特別調査会は司法制度改革の推進のために設けられたものと世上喧伝されているが実はそうとも言い切れない。

もともと同調査会は1997年6月の発足当初から、弁護士自治の見直しとともにつぎの三項目を中心的なテーマとして論議を開始したのである。

- ① 法曹三者協議のあり方の見直し
- ② 法曹三者協議に関する二回にわたる国会決議の見直し
- ③ 法制審議会のあり方の見直し

これより前、司法試験合格者の増加と合格者枠制度（いわゆる丙案問題）をめぐる法曹三者協議（最高裁・法務省・日弁連の協議）が延々とつづいて一向にまとまらないという事態があった。他方、民事訴訟法改正について、日弁連の徹底した反対によって法制審議会の結論が出ないという事態があって、自民党内には「われわれ（つまり国会議員）が決めることをなぜ法曹三者に口出しさせなければならないのか」という苛立ちがあった。上記②の国会決議とは司法制度に関する法律案を出すときは法曹三者の意見の一致を前提とすべきである、という決議であって¹¹⁾ 政府与党の手足を縛っているこの決議を廃止しようという目算だったのである。

調査会はこれらテーマの検討のために最高裁・法務省と日弁連に対して同調査会への出席を求めて来ており、日弁連と各单位会は同調査会か弁護士制度に焦点を当てていることに大きな危機感を表明したが、後に述べる経過からこれに応じることとした。その際に司法改革に関する検討要請として次の6項目を提起したのである¹²⁾。

- ① 司法予算の拡大
- ② 裁判官・検察官の増員
- ③ 被疑者国選弁護制度の設置
- ④ 法律扶助の拡大
- ⑤ 法律相談センターの増設
- ⑥ 法曹人口の漸次的拡大

調査会の上記1997年8月の「司法制度の充実をめざして」は、日弁連の提起の①、②、④を取り入れて、① 裁判官・検察官の大幅増員、② 法律扶助の拡大、③ 司法関係施設の拡充整備、の3項目を提案したものである。自民党の調査会はこの時に、司法制度改革の取組課題をはじめて提起したのである。

さて、日弁連にとって自民党司法制度特別調査会への出席要請に対してどう対応すべきかは、難しい問題をふくんでいた。

前記のとおりこの出席要請は、法曹三者協議のあり方と法制審議会のあり方の調査に関するもので、司法制度改革の課題に直接関わりのある場面ではないものであるが、日弁連に苦しい選択を迫ることとなった。

日弁連は公正で中立的な立場を維持する立場から従来から政治的な動きをすることと、政治的な色彩のあるものへの関与を厳しく避けて来た。その立場から、過去に最高裁事務総局幹部が自民党の会合に出席したことを非難してもいた。

自民党は政権政党であるとはいえ一政党であるにすぎず、しかも司法制度特別調査会は自民党執行部というのではなく、その政務調査会内に何十とある組織の一つにすぎない。日弁連はこのような場に一度も出たことはない。

しかし、出席を拒否した場合には、最高裁と法務省は当然出席するであろうから、法曹三者協議の重要性やそこでの全会一致の必要性について日弁連の立場を述べる機会がないままに、その廃止をふくむ改革案が取りまとめられることは目に見えていた。もともとこの提案は日弁連が法曹三者協議あるいは法制審議会を通じて主張を展開するのを抑えようという意図で出されてきているものであるのは前記のとおりであるから、出席しなければいけないのを幸い「出席を求めたが出席しないのでとくに異論はないのであろうと思った」という断り書き付きで通してしまうだろうことは容易に看取された。

日弁連の司法改革推進センターは、これについて①調査会には積極的に対応する、②日弁連の側からむしろ具体的に当面の司法改革提言をしていく、の2つの方針を提起し、これを受けて日弁連執行部は①調査会には執行部から会長も副会長も出席しないが、事務総長が出席する、しかし積極的に発言はしない、意見にわたる部分については司法改革推進センターからの出席者がその立場で述べる。②法曹三者協議や法制審議会の存続の重要性について主張を展開するとともに当面の司法改革における重要事項に

について日弁連側から積極的に6項目の提案をする、という方針を決めた。

この6項目がさきに示したのものであって、いわば他人がAの議題でやる会議に出てくれと言われて不承不承出ていく代わりに、Bの議題でやる方がいいよと言うのに等しいものであったが、このときの日弁連の判断はきわめて正しかった。実にそのことによって司法制度改革の端緒をつかんだと言えるからである¹³⁾。

実際に同年8月の段階では法曹三者協議等の問題は後景に退き、①裁判官・検察官の大幅増員②法律扶助の拡大③司法関連施設の拡充整備の3点が重点項目に取り上げられたのである。

日弁連の提案に加えて、上記の①、③は財界の要求とも客観的には一致していること、②については日本の現状が劣悪で、世界最低の水準であることが指摘され、韓国でさえ（できえというのは不適切な部分があるが、自民党国会議員をいたく刺激したのは事実である）わが国の2倍であるということが重視されたこと、がその背景にあると考えられる。

そして調査会は1997年11月まで3ヶ月間の各界からの意見聴取と自由討議の結果を11月11日「司法のあり方に関する基本方針案」で30項目に整理し、これに知的財産紛争処理と陪審制導入を加えた32項目を2つの分科会でインフラ整備と制度改革に分けて審議したうえ1998年半ばまでに提言にまとめること、あわせて司法改革に関する新たな機関を設置することまでも打ち出した。

これら30項目の中には1991年11月に日弁連の司法改革組織検討委員会が取りまとめた前記の司法制度改革提案¹⁴⁾が相当数盛り込まれていたが、日弁連も要求していないもの、検討すらしていないもの、が多数含まれており、司法制度改革に関する機関設置もふくめて、このような自民党調査会の急展開に乗っていくかどうか、日弁連としてつぎの重大な選択となった。

日弁連は1997年12月、司法改革推進センターにおいて激しい論議の末

自民党調査会の審議についての基本的な対応方針をきめた。それは「日弁連が提唱して来た司法改革の理念に照らしてこれと方向を同じくするものかどうかを判断して対応する」というものであった。つまり自民党調査会の審議に反対し、あるいはボイコットするという姿勢を示すものではないが、しかし全面的にその方向を支持するのではない。司法制度改革についての判断と行動の主体性を日弁連の側に置こうとするものである。

そして、執行部のもとに課題別に13のプロジェクトチームを編制して調査会のすべて検討項目に対応することとし、1998年2月13日から始まって週1回のペースで開かれる2つの分科会にはそのすべてに参加して日弁連の意見を採用するように働きかけることとなった。

働きかけをしたのはもちろん日弁連だけではなく、財界団体も常時出席してその主張を展開して働きかけを行ったし、最高裁や法務省もその立場から、また司法書士、弁理士などの業界団体や関連団体も議題に応じて、それぞれに意見と資料を提出したので分科会出席者が部外者だけで数十名に上ることがあった。

(2) 同調査会は以上の審議の結果、1998年6月16日「21世紀司法の確かな指針」と題する報告書を発表した。

報告書は「司法改革の視点」として、国際化が急速に進展する中で「透明なルールと自己責任の理念」が必要であるとし、自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型の社会への転換を図るために司法の機能の充実強化が必要だと位置づけた。そのうえで、国民に身近な司法、利用しやすい司法、分かりやすい司法、さらには世界に貢献する司法と項を分けて、各種改革課題に言及しており、とりわけ「十分な数の法曹」「裁判所の人的態勢の充実」「ロースクール方式の導入」「被疑者国選をふくむ刑事弁護制度」「行政に対する司法審査手続」「司法への国民参加のありかた（陪審・参審等）」「法曹一元」についても検討課題としてあげているのが注目された。法律扶助制度の充実強化については「きわめて重要かつ喫緊な政策課題で

ある」と特別に指摘していた。

そして、政府に対する提言として、司法制度審議会（仮称）の設置と、司法予算に対する特別の配慮の2点を掲げていた。

市民の司法改革の立場と自民党調査会報告書あるいは同友会・経団連の見解に示された規制緩和的司法制度改革の立場を大まかに対比するとつぎのとおりである。

- ①市民の司法改革の立場が市民のための司法を1つの大きな柱として掲げるのに対して調査会意見書は国民に身近な司法を掲げている。その小項目として前者が「市民に役立つ」「アクセス」などを挙げるのに対して自民党等が「国民に利用しやすい」「国民に分かりやすい」と言っているところは同じである。但し、財界団体は「企業の権利実現に役立つ」ことを求めており、これは「市民に役立つ」ことを求めているとは思われない。

予算の拡大、裁判官の増員に対して、同じように大きな司法、裁判官の増員を言うのは、調査会意見書も財界も同じである。財界が裁判官増員のための予算、というのもほぼ同じであろう。

- ②市民の司法の立場から市民による司法をもう1つの大きな柱とし、そのために法曹一元と陪審制を提言しているのに対して、その観点からの提起はない。但し調査会意見書が法曹一元と陪審・参審を検討項目として挙げていることは上記のとおりであり、とくに経団連は法曹一元の実現を明確に求めている¹⁵⁾。

- ③市民の司法の対立物としての司法官僚制の打破を掲げているのに対し、その観点からの提起はない。ただ、財界の意見でも、いまの裁判官は役に立たない、とは言っている。そして裁判官の補助のために参審制を導入せよ、というのである。

これらを要するに、調査会意見書等は規制緩和型社会での自由な活動（強者の自由）を前提にルール違反と紛争に対する事後チェックおよび調

整機能を司法の役割と位置づけており、紛争の早い解決に当たって、現状が時間がかかりすぎ人手が少なすぎるという点が、人権の侵害に対して適正な審理をしたうえで迅速な救済を、という市民の要求と出発点ではまったく異なるが、結果として一致するところがある。その他具体的な改革項目を日弁連の要求（後に基本的提言としてまとめられたもの）と対比すると一致するところが相当にあるのは確かである（別表にその異同をまとめた）。

改革への基本的欲求は異なっており、同床異夢であることには変わりはないが、個別には一致するところが多い。つまり総論不一致、各論一致、というところである。

(3) 日弁連の司法改革推進センターは1998年7月、自民党調査会意見書とこれによって具体化されようとしている司法制度改革についての見解を「自民党の司法制度改革への対応の基本方針についての試案」にまとめている。

その概要はつぎのとおりである。

今回の司法制度改革は、第一に規制緩和政策に基づく国家改造計画の一つとしての司法の再編成である。二番目に外国からの規制緩和要求に応じた司法の国際基準への適合を目標にする司法再編成である。三番目に企業の経済活動に重点をおいて、それに都合よく司法整備しようとするものである。四番目に今回の自民党の司法制度改革は、政治と経済から司法に対するかつて例を見ない本格的な介入発言である。五番目に今回の改革の主要な目標が弁護士制度の改変であり、これに大きな焦点が当てられている。六番目に政府に審議会を置く構想は第二臨司ないしは行革委の司法版を目指している。

しかし他方、第1に司法改革の要求について客観的に一致する部分のあることは上記のとおりであるほか、第2に日弁連が司法改革の旗を掲げ続け、司法の現状を訴え続けて来たことが司法制度改革の現在の動き

の発火点となり、調査会意見のような急速な展開のきっかけとなったことを率直に認識すべきであろう。

そして第3に透明なルールと自己責任などという言葉を操りながらも、日弁連＝市民の年来の主張である上記の諸項目、ことに法曹一元や陪審・参審をも検討項目に載せるに至ったのは、市民的司法改革の声を自民党も考慮しないわけにいかないところであることを示していると考えられる。

第4に、政府に司法制度審議会を設置させることは、政権与党のみが能くすることであって、日弁連が要求するからといって、あるいは大衆的行動で求めたからと言ってなかなか実現できるものではない。このチャンスは千載一遇のものとして、利用するに値する。

従って上記「基本方針についての試案」がつぎのような行動提起をしているのは、正当であった、と考えられる。

すなわち、このような方向に対して断固阻止とか、あるいは審議会ボイコットといった姿勢はとらない、勿論、全面支持はしないし、情勢に寄り掛かっていくという姿勢もとらない、政府自民党の今後の動きに重大な関心と警戒を払いながらも、「日弁連の司法改革」を推進する重要な機会として捉えて行動しようという態度である。

その上で第1に自民党の改革提言については日弁連の主体的な立場と基準にもとづいて個別に態度を明確にする。いずれか一方に画一的な対応はしない。第2に司法制度審議会には参加する。組織と運営の公正を期することを前提として参加した上で、司法改革が正しく実現するように全力をもって働きかける。第3に、このような司法制度審議会での検討の開始に向けて、日弁連がどのような司法改革を求めているかを会内会外に明確にするために、日弁連としての司法ビジョン（司法の全体像）を提示しよう。

この行動提起が日弁連の方針となり、日弁連はこの方針に従って司法

制度改革に臨むこととなった。

(4) 自民党の調査会意見書がなぜこのような内容で構成され、かつこの時期に出て来たのか。この点についてはこれまでに随時触れて来たところであるが、この際箇条書風に整理しておこう。

- ① 「病理と処方」に代表される財界の規制緩和型司法制度改革の提案が、グローバリゼーションという名のアメリカの新自由主義的要求を背景に持つものであり、その受入れが意見書の骨格をなしたことは疑いがない。

小泉政権の政治日程のうえでも行政改革、経済改革、政治改革に引きつづく最後の改革として弱肉強食の社会の後始末の役割を担うべき司法改革は登場の必要があった。

- ② しかし、自民党内には、司法制度改革のマスタープランを描ける力量を持つ人物がいたとは考えられない。

政党が独自に政策立案能力を持っていないのはこの場合に限ったことではないので、そのような場合は行政官僚に頼るのであるが、司法制度に関しては前記のとおり法務省は検察官増員とそのための司法試験制度改革以外には関心がなく、最高裁はそれに輪をかけていまの司法には少なくとも制度の上で変えるべきものは何もないという立場であるから、頼りようもない状態である。

かと言って「病理と処方」も具体的などころでは法曹の増員と法曹資格の緩和程度以上のことは提案できないので参考にも出来ない。

- ③ 従って日弁連が提起する司法制度改革の諸多の項目が、その基本精神はともかくとして、調査会意見書の具体的内容をなすものとして入っていく余地を生じたのである。

また、この段階で国民各層にある司法への不満や不信の声が、日弁連の意見と共鳴しつつ反映されるところがあった。各議員の体験や見聞（選挙違反事件における裁判官の威圧的態度、など）もまた、

その一部をなすものであろう。

ただ、日弁連の改革意見が調査会意見書の内容として取り入れられていたと言ってもそのままいわば丸呑みされたというわけではない。意見書作成段階で自民党としての選別はあり、たとえば「陪審」は、当初案には入っていなかった。これは日弁連の強力な主張によって「陪審・参審」という形で入ったのである。その他にも調査会意見書に盛り込ませたい項目については説得的な根拠や資料を提出する努力をしている。

3、司法制度改革審議会の活動

(1) 1998年6月の調査会意見書の自民党党議決定によって司法制度改革とのための司法制度審議会（仮称）設置は俄かに現実のものとなった。

そこで第一に、この司法制度審議会の性格規定、すなわち第二臨司つまり臨時司法制度調査会（以下、「臨司」）の再現ではないか、ということと、第二に司法制度審議会への対応、すなわち設置反対の行動に出るべきか、審議に協力しないで経過を見守るべきか、審議に積極的に関わっていくべきか、ということ、が問題となったことは前記のとおりである。

調査会意見書は「司法制度審議会（仮称）」についてつぎのような性格づけを与えている。

- ① 21世紀の司法の全体像の構築
- ② 明治以来の司法についての抜本的な検討
- ③ 国民各層の意見を幅広く汲み上げて議論する場（この「国民各層」からは法曹三者は言外に除外されている）
- ④ 政府機関として設置される

これらから見て、審議会が第二臨司、すなわち司法の反動的再編の機関として構成される可能性は、たしかにあったといえるであろう。

財界等から提起された司法制度の問題点や司法の「病理」というものが、イデオロギー的な対立感情や個々の裁判への反感に出るものでなく、すぐれて実利的なものであったことや、政府、与党にとっては現在の裁判官の判決行動が全体として是認し得る範囲、というよりむしろ歓迎すべき傾向であったのであるから、反動的な方向での司法の組み直しや締め付けの必要性は感じていなかったというのが実相であろう。しかし、保守的政治権力が戦後保守政治の持続の基盤を固めるために「21世紀司法の全体像」や「抜本的な検討」を真剣に考えるとすれば、いまこの時期に反動的な再編成に手をつけておくことが有益であったかもしれないのである。

こうして政府・与党は第二臨司に向かう可能性を有していたのであろうが、性格づけもさることながら第二臨司にしないためにどうしたらいいかという主体的発想が重要であり、その立場からは当然に、審議会にも国民が主体的に関わって真の意味の司法制度改革の実現を目指すことが必要である。日弁連はその立場に立って、第二臨司にさせないために審議会には積極的に関わっていくという態度を決めていた。

(2) 司法制度審議会設置は、その後参議院選挙とこれに伴う政治情勢の激変に伴って日程が遅れ、年を越して1999年2月となった。政府・与党、野党、法務省、最高裁、日弁連、等の間にこの間相互に意見が交わされ、とくに日弁連が改革に積極的に参加する意向を表明しつつ、そのためには臨司の再現とならないようにすべきであることを強く働きかけて、司法制度審議会の構成と運営において第二臨司色を払拭することを図った。

まず、司法制度改革審議会の構成を見よう。臨司と司法制度改革審議会（これが正式名称となった「審議会」という）とを対照しつつその構成を示せばつぎのとおりである。

- ① 委員から国会議員を排除した。臨司は衆議院から4名、参議院から3名を委員としていたが、国会議員を参加させないことによって司法制度が政治的に動かされる可能性が生じないようにした。

- ② 委員から現職の法曹三者を排除した。臨司は現職の最高裁判事をふくむ裁判官3名、現職の検事総長をふくむ検察官3名、弁護士3名を委員としたが、審議会は現職者が選出母体の意を受けて利益代表として動くことを警戒したのである¹⁶⁾。
- ③ 事務職員についても臨司では多数の最高裁事務総局勤務者が兼任のうえ出向したが、審議会事務局には各関係部署から相応の担当職員を出した(日弁連からも2名)¹⁷⁾。もちろん、最高裁、その他特定の省庁の主導で審議会がまとめられることがないようにするためである。
- ④ 各界から委員が選出された。臨司では学者を除くと財界から2名の委員が出ただけであったが、審議会委員は、学者を除いて財界(2名)、労働団体、消費者団体、文化人(作家)、とある程度広がった。法曹三者はOBそれぞれ1名が当てられた。
- ⑤ 事務局は、臨司では前記のとおり事実上最高裁事務局で所管し、最高裁制度調査室長の矢口洪一が幹事としてこれを掌握したが、審議会事務局長には最高検検事の樋渡利秋が、内閣に出向のうえ就任した。

審議会の運営については、審議がそれ自体国民に開かれ透明性を確保したものとなるように様々な努力が行われた。臨司はその議事が全く非公開・不透明であったのでこれと対照して見る余地がないので差異は歴然としている。

- ① 委員のそれぞれの発言を氏名明記で記載(頭名)した議事録を作りこれを公開し、首相官邸のホームページにも載せることとなった¹⁸⁾。委員の中には、発言が知られるのでは自由な論議ができないという、いつも登場する理由による強固な反対もあったが、多数でこれを押し切ったのであった。
- ② 議事の一般公開は、そのスペースがないという理由で実現しなか

ったが、報道機関への公開は実現した。

審議会の終了の都度、必ず記者会見を開いて議論の状況を説明することとなったが、そこで触れられなかったことでも、記者が見聞したことは報道できることとなったわけである。

- ③ より多くの記者の便宜のために会議場と別に一室が確保され、そこにモニターテレビを置いて議事の模様をリアルタイムで流すこととなった。

- ④ 前記ホームページには審議会で作成、配布、入手したすべての資料を公開することとなった。委員会に市民から寄せられた意見、委員やその発言に対する批判の投書の類も公開される資料にふくまれている。曾野綾子委員が欠席がちであったところから辞任を求める投書が殺到したことがあり、これらも公開された。

このようにして審議会の透明性はかなりの程度に確保され、これに伴って市民の環視の中での司法制度改革の論議の実質を保証する道がひらかれることになった。

これらは司法制度改革の枠組の質を高め、意見書の質を高めることにも役立ったと考えられる。

臨司のような唐突な形で結論の出しかたを封ずる手立てはこれによって取られたと言える。

(3) 審議会は1999年6月、司法制度改革審議会設置法成立の後、直ちに設立準備室が準備作業を開始し、一方委員の人選が行われて同年7月から2年間の設置期間をもって発足した。

- ① 法曹三者推薦のO.B委員は、最高裁が藤田耕三（元広島高裁長官）、法務省が水原敏博（元名古屋高検検事長）、日弁連が中坊公平（元日弁連会長）である。中坊公平は現に弁護士でもあったが、住管機構社長からの転身である。法務省は中坊に強い難色を示したが、日弁連は内閣府に対して他に代替しうる者はないと強力に主張した。

日弁連の実質的な推薦によって実現したのは中坊の外は消費者代表のみである。

- ② 委員人選については率直に言って期待外れ、というべきものであろう。自民党調査委員会意見書のいう「国民各層の意見を幅広く」を額面通りに受取るものではないにしても、学者が5人は多過ぎる（臨司の時は2人）し、財界から2人というのも均衡を失っている。超保守で孤高を保つ作家を除けば「国民各層」からと言えるのは連合の高木剛、主婦連の吉岡初子、くらいしかいない。ただ、財界の推薦した2人がいわゆる大物財界人でなかった（臨司の時は今里廣記と阪田恭二）のは意外であった。

- ③ 会長は、はじめから佐藤幸治か竹下守夫かといわれており、佐藤が会長、竹下が会長代理となった。

佐藤は行革会議の答申のまとめ役で危ういとされ竹下が無難かと言われたが、現実にはその後の2年間、佐藤は改革前進の牽引力となり、竹下は常に最高裁の意向に配慮し、改革を抑える役割を果たし続けた。

審議会は2001年6月に2年間の審議の結果を意見書にまとめた。意見書についての評価は、別の機会としたいが、審議会過程での注目すべき事実をいくつか指摘しておくこととしよう。

- ① 国民が司法に参加して行く道を拓くことが、「市民の司法」を目指す立場からの眼目であった。端的には陪審制の実現である。しかし、職業裁判官が独占し続けている司法の世界に国民が関与することを新たに制度化するのは至難であり、それが客観的な現実である。日弁連は陪審実現を掲げてはいたが、①まずは、陪審制、②そうでなければ参審制、③止むを得なければ検察審査会の強化（起訴陪審的役割）、と考えていたし、最高裁は評決権なき参審制（参審員の意見を参考にする）以外はすべて憲法違反であると主張しつづけてい

た¹⁹⁾。

「日本の刑事裁判は絶望的である」と看破した平野龍一教授もこれを救う方法として参審を提唱していた²⁰⁾ し、30年以上にわたって国民の司法参加を説いていた利谷信義教授も「とりあえず参審から」と言っていた²¹⁾。

審議会では陪審導入の確固たる主張をつづけるのは、僅か数名の委員だけで、中坊が「いつ採決しても否決される」と言っていた通りであった。この状況は、井上正仁委員が裁判員制度という、陪審と参審の中間案のような提案²²⁾ をすることによって打開され、また、検察審査会の強化も、これと別個に実現するに至ったのである。

- ② 法曹一元は、日弁連が、陪審制とともに司法改革の二本柱に挙げっていた課題である。

「法曹一元」は2000年8月の集中討議の結果、その言葉を使わないものとされた²³⁾。これをもって、最高裁は、法曹一元は葬られたとしており、日弁連は「法曹一元」という言葉を用いだけで法曹一元が否定されたのではない、としている。審議会は法曹一元の必要性が叫ばれるような裁判官状況を、①裁判官の給源 ②裁判官の任用 ③裁判官の人事の各面にわたって実質の上で改革することを求めた。①については弁護士任官の推進、判事補の弁護士等経験、特例判事補の段階的廃止、②は、裁判官任用にあたっての第三者機関設置、不任用についての告知、理由説明、③は裁判官人事制度の改革である²⁴⁾。

最高裁はこれらの課題を負わされることになった。そのことを通して裁判官制度改革は相当の前進を見せるとともに、いわゆる法曹一元の実現へのいくつかの手がかりを得ることになったと言えよう。

- ③ 国民の権利の実現・擁護のための制度作りとして、刑事被疑者段階での公的弁護（国選弁護）や少年の公的付添、法律扶助の拡大・

充実、弁護士過疎地域での公設事務所、公設相談所、地域の司法ネットワーク作り等がある。

これらのうち法律扶助についてはイギリスの600分の1、人口半数の隣国韓国に比べても2分の1(実質1/4)という問題にならない劣悪さ²⁵⁾が認識されて審議会の終了を待たないで改善が図られることになったが、その余についてもそれぞれ前進する方向で制度化され、全国規模の「司法支援センター」構想に大きくまとめられることとなった。

- ④ その他にも、法曹養成制度改革(法科大学院)、法曹資格の拡大を含む弁護士制度の各種改革など、数多くの改革提言が審議会の論議の中でまとめられた。

審議会の意見の中には、市民の司法の観点から不必要、あるいは不十分のものもあるけれども、全体としては司法の反動的再編成の契機となるか、という危惧は概ね乗り越えられ、司法制度改革としての前進面が大きいと見られる。

このような審議会での前進はなぜ得られたのであろうか。

このような結果は政府自民党がとくに積極的に後押しをして出てきたものではない。

財界が強力にバックアップしたわけでもなく、むしろ財界は2人の財界出身委員を通じてブレーキをかけてさえいたのである。また司法関係諸機関ことに最高裁や検察庁・法務省が、この改革がなければ司法運営に困難を来すという危機感を持っていたわけではない(検察官不足は別として)。加えて審議会の中で改革派が常に少数派であったことはこれまで述べたとおりである。

それなのに、このような結果はなぜ得られたのであろうか。

- ① 司法の現状への国民の不満と不信、従って司法制度改革への期待は、明らかに審議会の改革志向を後押しした。審議会事務局ははじ

め国民の関心が盛り上がりと言っていた。しかし、国民の深部におけるエネルギーはやはり力を発揮したと言うべきであろう。

- ② その適例は日弁連が提起した 100 万人署名である。当日日弁連でさえ実は 100 万人の達成を予定していなかったというのに 276 万余の署名が短時日のうちに集められて、これが審議会の会場に積み上げられた。

署名のダンボール箱がモニター室に積み上げられるのを見た時に、日経論説委員の藤川忠宏は「司法は確実に変わる」と実感したという²⁶⁾。

ジャーナリストが感じる国民の声は、審議会委員もまた感じないわけには行かなかっただろう。「こんな署名いくら集めても委員には何の影響もない」という意見が委員の一部にもあり、それは委員個々に対する理論的説得をもっと強めるべきだ、ということだったのであろうが、もし 100 万人署名について発言どおりの認識を持っていたとすれば、それは当人が国民の立場で現実を見ていないからである。

- ③ 審議会は市民からの意見を文書やメール、さらに電話でも受けつけ、それらはすべて委員に閲覧できるようにしていた（そのうえホームページ上で公開していたことは前に述べた）。それは国民の声を作為も余計な配慮もなくストレートに委員に届けるすぐれた方法であったと思うが、加えて審議会は 4 回の地方公聴会を開き、また法廷、検察庁、弁護士会、弁護士事務所などの司法の現場の見聞をした。それは大都市だけでなく小都市、司法過疎地に及び、そこで地域の生の声を聞いている²⁷⁾。

- ④ そのような国民の期待と関心の中で委員たちが発言するときに、議事の公開と議事録の頭名は、その発言をより真摯で熱意のあるものとする方向に大きく力があつたと思われる。「臨司」の場合との

大きな違いである。委員の発言が発言者の氏名入りで即座に報道され、ホームページ上で全国民に知られることになればその発言は無責任なものにはなり難い（にもかかわらず無責任な発言を繰返して響きを買う委員もいたが）。

- ⑤ この審議会では事務局の叩き台、あるいは試案にもとづいて討議をするというスタイルを排した。論点整理が出されたことはしばしばあるが、それはその回ごとの議論の結果として出て来た論点を討議のあとにまとめたものである²⁸⁾。

審議会の中間報告も、最終意見も、討議の結果得られたものを、はじめから書き起こしている²⁹⁾。

このような作風は、政府の各種審議会の意見の多くが、事務方が提出して来る試案のようなものをあれこれ手直しするだけで作られ、しばしば議論にもなっていないことが作文されて押しつけられるとの批判がなされるのと、かなり違ったところがある。ここにも臨司との違いがあらわれている。

この方法が、審議会ではとにかく議論を闘わせそこから一致点を生み出すように努力し、既成の概念や約束事にとらわれない、という作風を生み出したといえる。採決すれば直ちに否決だ、という少数の意見が多く、の支持を得られて審議会意見となっていくのはこの点が作用していると思われる。少数意見はほとんどの場合に改革に積極の意見であって、「改革を要しない」という少数意見が議論を重ねるうちに、やはり改革は不要なのだという一致を得るに至ることは少ないと考えられるからである。

- ⑥ 法曹三者の取組姿勢も挙げておくべきであろう。

最高裁はたしかに改革に向けて舵を切った。審議会の初期に泉徳治最高裁事務総長の行ったプレゼンテーションは、前記のとおり改革の必要があるのは弁護士の側だけだ、という他者のみを批判する姿

勢が大きな失望で迎えられたが、その後の展開は改革を全面的にではないが受け入れる方向に変わった。それは① 審議会の上記の空気がらして一定の改革は受入れはやむを得ないと察したこともあるが、② 司法の再生のために改革は必要だという現状認識が司法部内で、とくに事務総局上層部で、固まっていったことによるであろう³⁰⁾。

法務省は刑事司法改革については何もやらないという態度を露骨に取り続けていた。身内に検察庁を抱え、そのうしろでは警察庁が足を引張っていたからである。そのため今次の司法制度改革のテーマに当初、刑事司法がまったく登場しなかったのである。しかし、その他の面ではかなり柔軟で積極的な姿勢を示すようになった。

日弁連の積極的で真摯な姿勢が審議会の議論を支えて行ったことは当然ながら記憶されるべきことである。とくに、法曹人口増加についての弁護士会内の根強い抵抗にも拘らず、毎年 3000 人体制へ「苦渋の選択」を敢てしたことは、改革推進の原動力として大きな役割を果たしたといえよう。

ただし、その日弁連も弁護士制度や弁護士業務の改革のことになると腰が引けるのが一度や二度ではなかった。弁護士の自己改革は小堀日弁連会長が審議会のプレゼンテーションの中で強調し「弁護士会はやるのだな」という感銘力が、その後の審議会の雰囲気を作ったのに、司法試験改革、他士業との協働関係、法曹資格の緩和、といった問題の一つ一つに会内からの圧力によって審議会で消極姿勢しかとれず、そのような姿勢が他の分野での改革を棚上げにする口実にも使われたという事実を厳しく指摘しておくべきである。

- ⑦ 政治勢力、ことに政府・与党からの介入がなかったことは改革論議を純化し可能な限り論理の段階での争いに押しとどめるのに役立った。

与党自民党と公明党は司法制度改革立法段階に猛烈に介入し、自分たちの領域（立法作業）に専門家集団の検討会が口を出すのはどういうわけだ、と言い立ては始めるがそれはまだ後のことである³¹⁾。審議会に政治介入がなかったのは、①何より審議会の構成が国会議員をまったく排除しているために議員は表向き発言の機会を持ちえず、リアルタイムの情報にも遅れたということが挙げられるが、②この間総選挙があり自民党調査会の二つの分科会の主査である、加藤卓二、太田誠一の両名とも落選（加藤は選挙責任者の買収事犯による有罪判決に伴い、連座制により立候補禁止となる）し、会長の保岡興治は当選したが、保岡以上に司法制度について党内実力を持つ与謝野馨が落選し、これらによって一時機能停止に陥ったことも大きい。③司法の問題は政治家にとってやはり現実的利益から遠いので、しばらく審議会にやらせて様子を見るという、一種緊張のゆるみもあったであろう。しかし、審議会の議論はその間に進んで、意見書によって固められることになったのである。

4、結びにかえて

「アメリカとそれに従属する財界が司法の新自由主義的な再編成のために改革を言い出したもので、いま司法制度改革をいうのはそれに協力するだけだ」「日本の軍事国家化と国民の人権抑圧を目指す小泉内閣が司法についてだけ国民に利益をもたらすわけがない」というような発言が以前からあり、今でも続いている³²⁾。

日弁連会長選挙にはもう何回も日弁連の司法制度改革への姿勢を批判する人物が立候補していて、来る2006年にも立候補するであろう。

たしかに、財界と自民党のいわゆる規制緩和型司法制度改革は、そのようなイデオロギー的背景と行動論理をもっており、そこで構想された「司

法制度審議会」による「21世紀司法の全体像」作りは、第2臨司として司法の反動的再編成を実現する可能性はあった。

そのような危険があったことは率直に認めなければならない。しかし、現実の経過はその危険を辛うじて回避し、正しい意味での改革の契機をつかんだ、と言えると考ええる。

教訓としてわれわれが受け止めるべきことはいくつかあるが、第一に、情勢の正しい認識とその情勢の主体的運用の重要性である。

情勢の正しい分析がなければ、ただとにかくやってみようという冒険主義になるし、主体的な行動がなければ情勢に流されるだけである。「反対」を叫ぶのは易しい。この何十年の間少なくとも司法の分野では反対を叫ぶだけで国民の手に何を獲得することもできないで来たのである。

第二に戦術的には柔軟な思考と柔軟な対応が必要だということである。

保守政権の与党だから話をしてムダなはずだ、とか審議会の顔ぶれからしてこの問題についてはこのような結論にきまっている、というような固定的な思考を捨てて行動に出なければ、得られるものも得られない。かと言って基本的な姿勢を確固としていなければ、ミイラ取りがミイラになることははっきりしている。その意味では司法改革批判論者の発言は「ミイラになるな」という警告を発し続けていたと考えるべきものであろう。

第三に、国民の力の重要性和国民の力への信頼である。

審議会は重要な役割を果たしたが、その委員間の政治力学や会議の席の駆け引きだけで結果は得られていない。委員の多数で否定し去ってもそれで国民の納得が得られるだろうか、とだれかが思うところから局面は変わって行く。ロビー活動は重要であるけれども、ロビー活動だけで、例えば法曹一元反対、陪審制は絶対反対と公言していた井上正仁が裁判員制度の提案などすることになっただろうか。

さて、司法制度改革はこれですべて成功裡に終わったとっていいわけではない。

まだ、審議会の意見書、これにもとづいて作られる政府の司法制度改革推進本部とその検討会の作業、個別の立法案の策定と立法の過程、さらにその運用の段階、と検証しなければ、今次司法制度改革の成否を云々したり、総括したりすることにはならない。その意味で、本稿はそれらの全体の、まだ序盤の段階についてのスケッチである。

註

- 1) 拙稿「司法制度審議会のゆくえと日弁連の対応」 法と民主主義 335号 12頁参照
- 2) ここ数年の間にも、東京高裁判事による少女買春、神戸地裁所長による痴漢行為、福岡高裁判事の妻に関する捜査・令状情報の司法行政部門への漏洩、少し遡れば東京地裁破産部判事の収賄、同じ部にいた判事の万引など最近では大阪高裁判事の自殺の過労死認定申請が遺族から裁判所に対して行われている（最近これが最高裁によって却下された）
- 3) 最高裁での敗訴判決に対する総評の声明の中で用いられて広がった
- 4) この間の経過については拙稿「司法の閉塞状況と裁判官制度改革」（「危機の時代と憲法」2005年敬文堂所収）
- 5) 1986年6月全国高裁長官・所長合同会における矢口最高裁長官の訓示（裁判所時報932号1頁）
- 6) 宮沢節生「今次司法改革における『市民のための司法改革』論の軌跡」（法律時報2005年7月号40頁）は、この動きを明確に跡づけ、かつ評価している
- 7) 司法制度改革審議会における最高裁泉徳治事務総長のプレゼンテーションはこのことをよく物語っている。1999年12月8日第8回審議会議事録
- 8) 宮沢・前掲（とくに42頁）が、司法改革ビジョンまで日弁連の公式文書に「市民のための司法改革論が見当たらない」と指摘しているのは、その意味ではまさに、その通りである
- 9) 拙稿「日弁連はどのような司法改革を目指すか」（日本評論社「シリーズ

- 司法改革Ⅰ」36頁、2000年所収）、拙稿「ここまで来た司法制度改革」（月刊全労連2001年6月号25頁）など参照
- 10) 日弁連会長小堀樹のプレゼンテーション（1999年12月8日第8回審議会議事録）
 - 11) 1970年、法務省が簡易裁判所の事物管轄を訴額10万円から30万円に引上げる法案を日弁連の反対を押し切って提出したため国会審議が混乱したことを受けて決議されたもの
 - 12) この間の経過については 拙稿「自民党司法制度特別調査会への対応」（法と民主主義329号40頁）参照
 - 13) 土屋美明「市民の司法は実現したか」（花伝社、2005年）119頁がこの間の事情を私の発言を引用して述べている
 - 14) 日弁連司法改革組織検討委員会が1991年11月に日弁連の当時の会長、中坊公平の指示により司法改革の組織と当面の課題についての提案をとりまとめたもので、これが自民党調査会に資料提供された
 - 15) 1998年5月19日経済団体連合会「司法制度改革についての意見書」は、裁判官の任用について「弁護士となる資格を有する者で裁判官以外の職務を経てきた者から任用することを原則とすべきである」としている
 - 16) 上石桂一「過去の司法制度改革との比較で見た今回の司法制度の評価」（法律時報2005年7月号28頁）の31頁にも、同旨の指摘がある。但し、筆者が審議会の委員構成の仕方を正当と評価しているのかどうか明らかではない
 - 17) 事務局員は、法務省2、最高裁2、日弁連2、大蔵・文部、通産、建設が各1、である（他に補助職員5）
 - 18) 日弁連は第1回審議会前に議事の公開と議事録の公開を求める要望書を内閣に提出していた
 - 19) この間の経過は、拙稿「司法制度改革審議会の現段階と日弁連の課題」（日弁連「市民の司法」15号）
 - 20) 平野龍一「参審制度採用の提唱」（2000年ジュリスト1129号、有斐閣「刑事法研究最終巻」191頁所収）
 - 21) NHKテレビシンポ「開かれた裁判—国民の司法参加を考える」における利谷信義の発言（法と民主主義230号17頁）

- 22) 井上正仁「考えられる裁判員制度の概要について」(ジュリスト 1257号 133頁所収)
- 23) 2000年8月9日集中審議第3日議事録
- 24) 審議会意見書92頁以下、裁判官制度改革については、拙稿「裁判官制度改革過程の検証」(2005年3月、現代法学第9号91頁所収)を参照
- 25) 日弁連パンフレット「司法を変える(司法改革ビジョン)」6頁
- 26) 藤川忠宏「司法改革—市民のための司法をめざして」の書評(自由と正義 2005年7月号103頁)
- 27) 東京、大阪、福岡、札幌、浜田(島根県)、酒田(山形県)の各裁判所、検察庁、弁護士会、相談センター、拘置所、保護観察所、等である。(審議会意見書末尾の「審議経過」)
- 28) 論点整理には事務局が作成したものと各委員がそれぞれの立場で整理したものとの二種類がある。第17回(2000年4月17日)以降の審議会議事録に随時添付されている
- 29) 2000年11月4日第37回審議会議事録、2001年5月21日第59回審議会議事録
- 30) これを示す1つの例として、これまで裁判官増員の必要を認めていなかったのを改めて、現在の事件数を前提に500人の裁判官の増員を必要とし、今後の事件増によっては、さらに「+α」の増員が必要と明言したことがあげられる(最高裁事務総局平成13年4月16日「裁判所の人的体制の充実について」)
- 31) 谷勝宏「今次司法改革の立法過程」(法律時報 2005年7月号46頁)は、この経過に触れるものである
- 32) 比較的最近では広渡清吾「司法改革をどう見るか——いくつかの文脈と論点」(法と民主主義 395号4頁、第37回司法制度研究集会の基調講演)は改革の評価が極端に対立することを指摘している。また、新屋達之「司法改革のイデオロギー」(法の科学 35号135頁)は、裁判員制度を素材としつつ、改革への評価態度を①現状肯定型、②規制緩和・危機管理型a、③同-b、④リベラル型a、⑤同-b、の5つに分けている。

司法制度改革の史的検討序説

自民党調査会提言（1998. 6. 16）	日弁連基本的提言（1999. 11. 19）
1. 改革のスローガン ○規制緩和と社会に対応する司法	○市民の司法
2. 改革の視点 ○自己責任原則のもとで事後救済のための司法の充実	○司法官僚制を打破し、市民による市民のための司法を実現
3. 改革の項目 ○国民に分かりやすい司法 ・国民参加（陪審・参審）の論議 ・法教育のありかた ・法曹一元制度の検討 ○国民に身近な司法 ・裁判官をはじめとする人的態勢の拡充 ・司法関係予算に格別の配慮 ・法学教育のありかた ・ロースクール方式の導入 ○国民に利用しやすい司法 ・法律扶助の充実 ・被疑者弁護制度 ・弁護士過疎の解消 ・ワンストップサービス ・隣接法律職種との間の協力関係 ・民事執行の充実 ・知財関係訴訟充実 ・国際仲裁 ・ ・ ・ ・	○市民による司法 ・陪審・参審の導入 ・ ・法曹一元制度の導入 ○市民のための司法 ・裁判官、検察官の増員 ・司法予算の大幅増額 ・ ・法曹養成について大学関係者と協議 ・法律扶助の抜本的改革 ・被疑者弁護制度 ・公設事務所と法律相談センター ・ ・隣接職種との間の協力関係 ・ ・知財関係の弁護士確保 ・ ・行政に対する司法審査の強化 ○弁護士の自己改革 ・弁護士人口増加 ・綱紀・懲戒の強化 ・弁護士倫理